

1章 青森らしい広告景観をつくるために

1-1.景観と屋外広告物の関わり

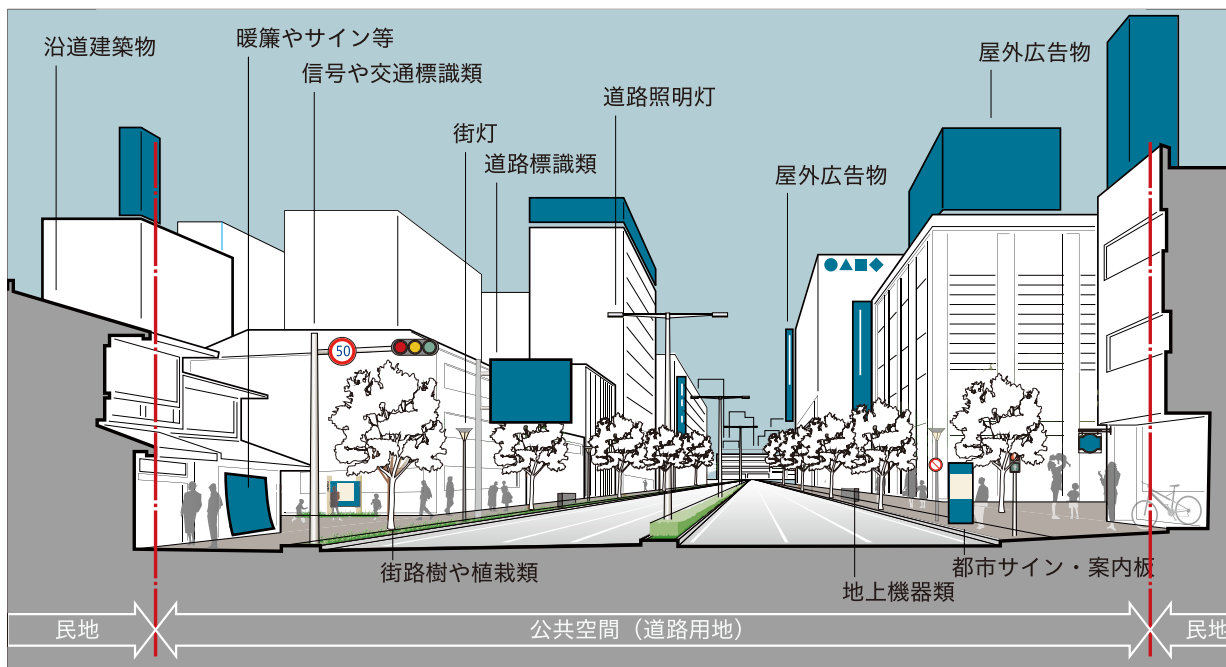
■ 広告景観とは

自然景観や街並みと調和した屋外広告物によってつくられた、青森らしい魅力的で良好な景観を広告景観と言います。

■ 景観の中の屋外広告物

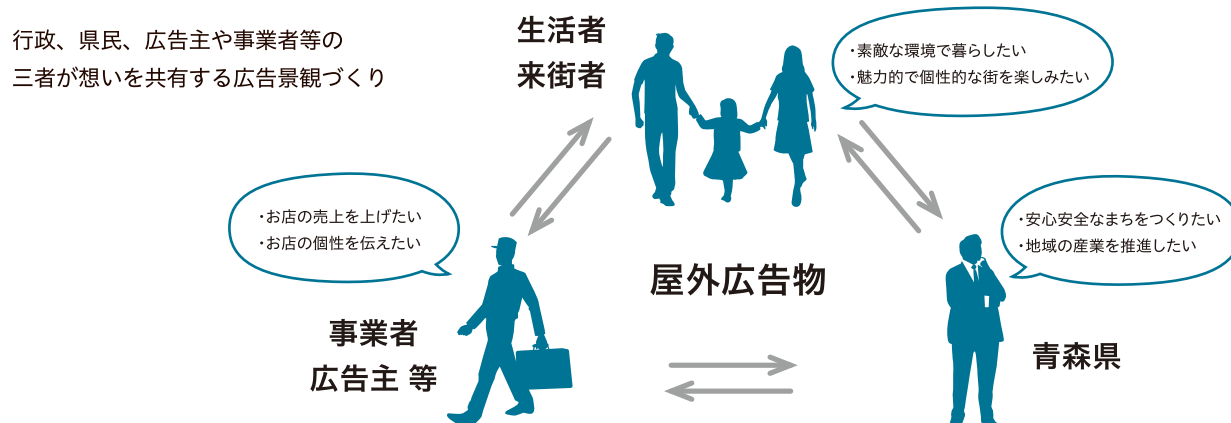
屋外広告物は、景観の一構成要素です。屋外広告物は、景観を阻害する要因にもなりますが、地域に合った質の高い屋外広告物は、景観をより魅力のあるものしてくれます。

景観は、道路、建築物、信号や街路灯など様々な要素によってつくられています。屋外広告物も景観全体の中のひとつの要素として捉えることが大切です。



■ 屋外広告物に関わる人と相互の利益

屋外広告物には、生活者・来街者、事業者・広告主、行政など様々な人々関わっています。それぞれの立場から屋外広告物を考え、効果的でより良い広告景観づくりに取り組むことが大切です。

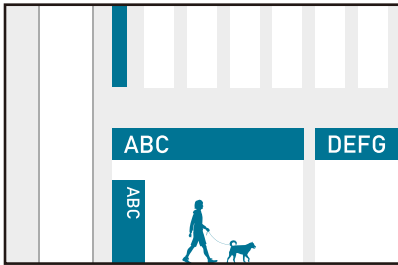


■ 屋外広告物と景観の視点

屋外広告物と景観の見方については単体としての広告物のみならず『隣り合う広告物との関係（近景）』、『建物との関係（中景）』、『背景との関係（遠景）』を意識することが大切です。

-近景・中景・遠景で視野に入る広告物-

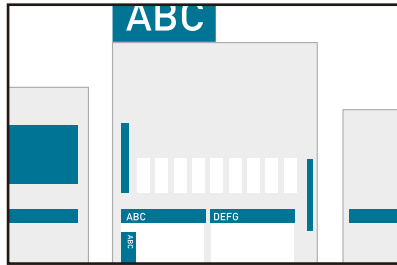
近景 …『街の賑わいをつくる』



● 『広告と広告』を考慮する視点

- ・屋外広告物単体のデザイン
- ・他の屋外広告物との関係性

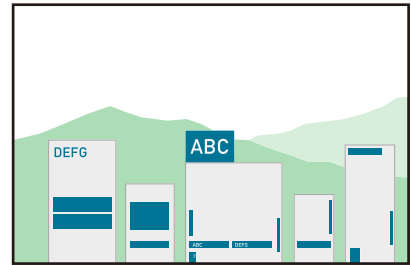
中景 …『街並みをつくる』



● 『広告と建物』を考慮する視点

- ・通りや街並みの連続性
- ・個々の建築デザインとの関係性

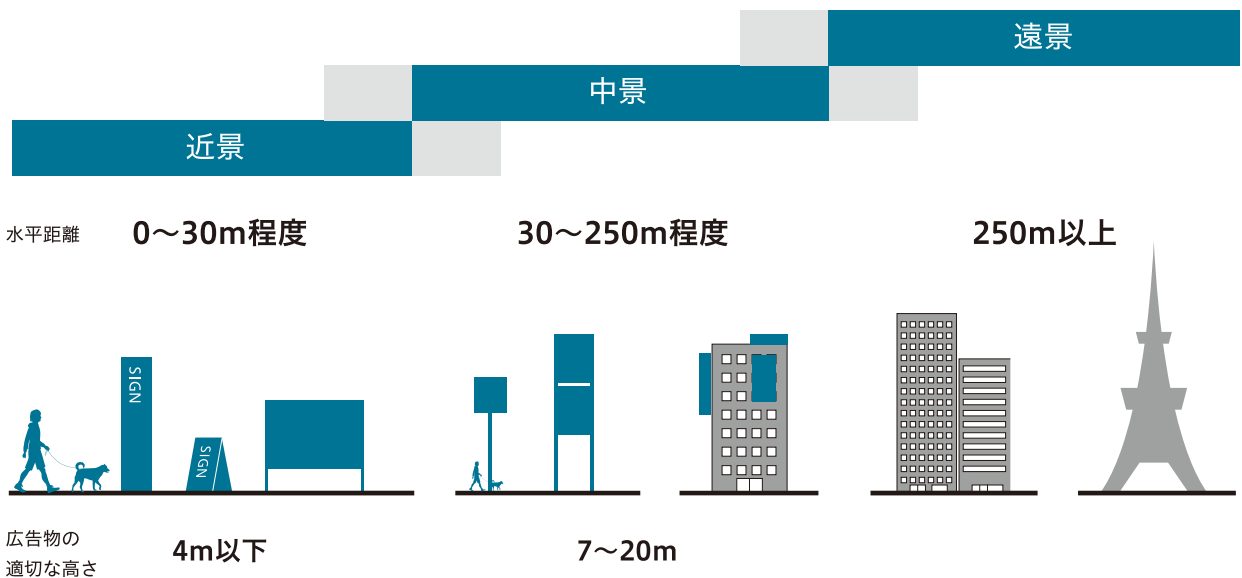
遠景 …『景観をつくる』



● 『広告と背景』を考慮する視点

- ・連なるスカイラインの連続性
- ・背景にある景観との関係性

-広告物の適切な高さ-



※効果的な屋外広告物は地域の状況に合わせ、大きさ、高さ、色彩などについて景観を考えて設置することが大切です。

1-2.青森県の屋外広告物に対する考え方

■ 屋外広告物に関する3つの視点

青森県は以下の3つの視点を大切にしながら、魅力的で良好な広告景観づくりに取り組みます。

規制（屋外広告物条例による規制）

- 景観を阻害する屋外広告物の掲出を抑制し、県土の自然・文化を守ります。
- 屋外広告物設置の許可地域を設定し、地域にふさわしい広告景観を整えます。
- 屋外広告物の定期的な点検を義務付け、県民の安全を守ります。



誘導（屋外広告景観ガイドラインによる誘導）

- 必要な情報を見やすく、分かりやすく伝え、効果的な情報提供を行いましょう。
- 地域ごとの景観の特性に合った屋外広告物を掲出し、美しい自然景観を守り、賑わいと活力が感じられる広告景観をつくりましょう。



活用（市町村・まちづくりとの連携）

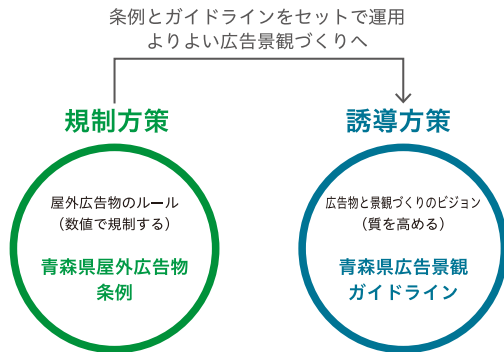
- 屋外広告物を活用し、個性的で活気のあるまちをつくりましょう。
- 地域の方々とともに考え、地域にふさわしい広告景観をつくりましょう。



1-3.青森県広告景観ガイドラインの役割と位置づけ

■ 広告景観ガイドラインと屋外広告物規制のあらまし

青森県広告景観ガイドラインは、青森県景観計画および青森県屋外広告物条例に基づき、県土の良好な景観形成を推進するために策定しました。条例の順守はもちろんのこと、ガイドラインにより地域毎の環境改善や、地域活性化に向けた具体方策を示しています。



○屋外広告物に関する発行物

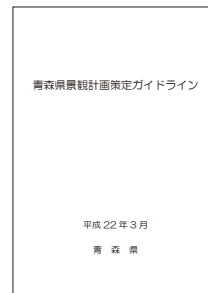


『屋外広告物規制のあらまし』
平成29年3月

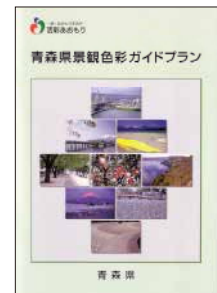


『屋外広告景観ガイドライン』
平成29年3月

○その他景観に関する発行物



『青森県景観計画策定ガイドライン』
平成23年3月



『青森県景観色彩ガイドプラン』
平成22年3月

■ 広告景観ガイドラインの対象範囲

青森県広告景観ガイドラインは、青森市・弘前市・八戸市を含んだ青森県土全域を対象範囲とします。

